

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：32641

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2017～2019

課題番号：16KK0063

研究課題名（和文）情報プライバシー権の理論と政策 アメリカとヨーロッパの衝突から和解へ（国際共同研究強化）

研究課題名（英文）Theory and Policy of Information Privacy Right- From Collision to Settlement between the U.S. and the Europe(Fostering Joint International Research)

研究代表者

宮下 紘 (Miyashita, Hiroshi)

中央大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：80506519

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 6,100,000円

渡航期間：12ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究は、アメリカとヨーロッパにおける対照的なプライバシー権の背後にある思想をあぶり出し、そこから、情報プライバシー権の法的性格を明らかにすることを狙いとした。アメリカの個人の自由と、ヨーロッパの人間の尊厳というそれぞれの思想が、現実の情報プライバシー権の政策等に違いを見せつつあることを明確にした。その上で、人工知能や生体認証について、両者は、人間が主体であり、データがその客体であり、この逆の関係を排除する、「人間中心」の理念において一定の合意を見せつつあることを研究してきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果として、学術論文を公表し、米欧の情報プライバシー権に関する最新動向について公表した。今後の日本の情報プライバシー権の理論と政策に関する国内外の研究を深めるための学術的貢献に寄与するとともに、各国で共通する人工知能や生体認証といった新たな技術がもたらすプライバシーへの脅威について、「人間中心」という理念に立脚して考える社会的意義を有するものと考えられる。さらに、今回の研究成果は、日本法の動向について英語で発信するきっかけを作ることができ、諸外国の法制度の輸入にとどまらない、日本法の輸出という効果を有していると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research aims to elucidate the contrast of privacy ideas between the U.S. and the Europe and thereby clarify the nature of the information privacy right. The U.S. embraces the individual liberty, while the Europe values the human dignity. This contrast reflects the actual policies regarding information privacy right. At the same time, this research examines a certain consensus between the U.S. and the Europe in that both respect a 'human-centric' ideal which regards human as a subject and data as an object.

研究分野：公法学・新領域法学

キーワード：プライバシー 個人情報保護法 人間中心 GDPR

1. 研究開始当初の背景

アメリカでは、政府からの個人の「自由」の保障を理念として、プライバシー保護は、憲法上の明文規定がなく、個別立法に基づき事後的に司法による救済が一般的である。これに対し、ヨーロッパでは、人間の「尊厳」の価値に基づき、プライバシー保護とは別にデータ保護が、独立した基本権として承認され、包括立法に基づき事前に独立監督機関による規制が行われてきた。

また、当時の立法動向として、アメリカでは、2012年2月に消費者プライバシー権利章典が公表され、従来の個別立法の隙間を埋める包括プライバシー立法の草案が行われている。ヨーロッパでは、2012年1月にEUがデータ保護規則案を公表し、2016年5月に公布された。日本の個人情報保護法も2015年に行われ、米欧の影響を受けた形で国際的整合性や越境データ移転の規制に関する条項が設けられた。このように、情報プライバシー権の立法化における国際的動向の研究がますます重要になっており、本研究は米欧それぞれの立法化における議論の類似性を見出すことで理論と政策の国際的整合性を図る試みである。

2. 研究の目的

情報プライバシーの法的枠組みの変革期において、個人の「自由」を基軸とするアメリカと、人間の「尊厳」を基盤におくヨーロッパとの間の情報プライバシー権の基礎理論の差異がどのように個々の政策に衝突しているかを考察し、政策の融合に向けた理論を米欧の研究者と共同で提案していくことを目的としている。

具体的には、従来の自己情報コントロール権の枠組みで重要な要素であった同意のあり方の見直しをはじめとする、伝統的な情報プライバシー権にみられる米欧の理論的対立軸を明らかにし、近時、米欧で議論されている財産的アプローチ、すなわち個人情報を財産的価値とみなし取引を行う手法の限界などを検討し、ビッグデータ、IoT、人工知能などの新たな技術に伴うリスクに対処するための情報プライバシー権に関する国境を越えた共通理解と国際的枠組みへの学術的貢献を行う。

これらの研究を行うにあたり、2018年5月25日に適用開始となるEU一般データ保護規則（GDPR）が、EUのみならず、アメリカや日本をはじめとする第三国への大きな影響力を及ぼすこととなるため、特にGDPRの影響を踏まえた検討を行っていくこととした。

3. 研究の方法

情報プライバシー権の理論的状況は、米欧が先行しており、米欧の理論対立を背景に日本における理論状況の再検証が必要となっている。日本では、ヨーロッパ型の人格権としてのプライバシー権が見られる一方で、1960年代以降発展してきた自己情報コントロール権についてはアメリカの影響を受けてきた。その後、GDPRはゲームチェンジャーとして、世界の情報プライバシー保護の法制度を、このGDPRを基準とする変革が2018年5月25日に起きることとなった。実際、アメリカのカリフォルニア州の消費者プライバシー保護法をはじめ、連邦議会における包括立法の審議等の動向がみられた。

このようなプライバシー保護に関するEUのイニシアティブは、「ブリュッセル効果」と呼ばれ、ブリュッセルで決定された規制が、全世界の基準となり、EU法によりアメリカの企業や政府の行動まで規律される現象について研究を行った。一例として、フランスのデータ保護監督機関（CNIL）は、検索サイトGoogleがフランスドメインのみならず、アメリカのドメインにおいても個人データを削除しなかったことについて、制裁金を命じ、この決定がEU司法裁判所において係争された事例、またドイツ連邦カルテル庁は、2019年2月にアメリカ企業フェイスブックの個人データの収集の方法がデータ保護法に違反しているため、個人データ収集に一定の制限を命じる決定を下す事例がみられる。これらのEU法の域外適用についても着目しながら、アメリカとの関係について研究を進めていった。

上記の研究を遂行するため、2018年4月から2019年3月までドイツ・ゲッティンゲン大学法学部において、Andreas Weibe教授をはじめとする様々な教員や研究員、さらに同大学が参画する欧州委員会のプロジェクト等からGDPRの第三国への影響について、特に米欧の異同を明らかにする形で研究を行った。さらに、ドイツでの研究を最大限活かすため、憲法学のみならず、民事法における人格権の議論や近時のデジタル規制に関する競争法の議論（個人データのある種の取引可能な財物とみなす議論）についても可能な限り研究を深め、個人データ保護の思想の核心を明らかにする研究を行うこととした。さらに、関連する国際会議やゲッティンゲン大学法学部において開催された国際シンポジウム等への参加を行ってきた。

4. 研究成果

情報プライバシーをめぐる米欧の対立から和解という方向性について、一つの研究成果として、人工知能（AI）や生体認証に関する技術の規制への米欧の合意がみられるようになった。すなわち、「人間中心（human-centric）」の考え方であり、人間とデータの布置関係について、人間が主体であり、データがその客体となり、この逆の関係は成り立たない、というものである。

たとえば、自動顔認証技術について、米欧の足並みはそろっており、アメリカでは2019年5月に成立したサンフランシスコ市条例により顔認証を原則として禁止し、他のアメリカの自治

体においても同様の動きが見られる。EUでは、顔認証についてこれを規制するための検討が行われ、2020年2月には欧州委員会が'On Artificial Intelligence- A European approach to excellence and trust'を公表し、顔認証がGDPRの規制対象となり得ることが示された。なお、上記のようなプライバシーの和解は、人間中心の考え方を基盤としており、日本の法制度においても共通するものと考えられる。

他方で、アメリカとヨーロッパとの間には依然として距離も存在し、同意の概念(たとえば、クッキーウォールと呼ばれるクッキーについて同意をしなければウェブサイトが閲覧できない問題)、プロファイリングをめぐる透明性の確保、さらに執行のあり方などがその例である。

本研究成果の一部として、これらの米欧の衝突と和解について、それぞれの観点から論文を公表してきた。米欧の対立と和解についてさらに理解を深め、本国際共同研究を通して、日本のプライバシー権や人格権を専門とする研究者との連携も強化し、日本法の国際発信についても積極的に検討していきたい。

〔論文〕

- | |
|--|
| 1. 宮下紘「米国プライバシー法の概要と新たな展開」法の支配 192-2号(2019)19-30頁[査読無]。 |
| 2. 宮下紘「EU一般データ保護規則の概要と実務の法的課題」Law & Technology80巻(2018年)44-51頁[査読無]。 |

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宮下紘	4. 巻 192-2
2. 論文標題 米国プライバシー法の概要と新たな展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 19-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮下紘	4. 巻 80
2. 論文標題 EU一般データ保護規則の概要と実務の法的課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Law & Technology	6. 最初と最後の頁 44-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	アンドレアス ウィーベ (Andreas Wiebe)	ゲッティンゲン大学・法学部・教授	